# 地域研究成果事業化支援事業助成金実施要領

# 1 事業の目的

研究開発の成果や技術シーズ等を活用し、高知県内での事業化に向けた研究開発等を支援することにより、県内の産業の振興を図る。

## 2 事業の対象要件

- (1)研究開発の成果や技術シーズ等を活用した研究開発で、それにより得られた成果を用いて、高知県内で 事業化するための研究開発であること。
- (2)主たる研究開発を高知県内で実施すること。
- (3)研究開発を行うにあたって、研究開発を総括する責任者として、総括研究代表者を設置すること。 なお、総括研究代表者は、当該事業に参加する機関に属する者とする。

# 3 助成対象者

- (1) 助成対象者は次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。ただし、③に掲げる者のみによる研究開発は対象としない。
  - ①中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に定める中 小企業者及び中小企業者を含むグループ(以下「中小企業者等」という。)で、高知県内に主たる事業 所を有する者。
  - ②中小企業者等以外の者で高知県内において自ら事業を行う者。
  - ③高知県内の大学・高等専門学校等の教育機関及び試験研究機関等こうち産業振興基金による支援事業計画に定める産業支援機関。
- (2) 産学官による共同研究体(以下「コンソーシアム」という。)により実施する場合は、前項①又は②に掲げる者(以下「事業者等」という。)及び③に掲げる者がそれぞれ一つは入っていること。

## 4 研究開発対象分野

- (1) 地域に根ざした地場産業の振興
  - ①高い技術力を持った地場製造業の振興
  - ②伝統ある紙産業の振興と新たな素材開発
- (2)農林水産資源を活用した産業の活性化
  - ①食品加工業の振興
  - ②県内産品のブランド化
  - ③海洋深層水等の天然素材を活かした産業振興
- (3)情報関連・サービス産業の振興
- (4)新たな産業の育成
  - ①電子デバイス関連
  - ②自動車関連産業
  - ③新エネルギー・環境関連産業
  - ④健康福祉関連産業
  - ⑤防災関連産業
- (5)第3項(2)に規定する産学官による共同研究体が実施する研究テーマ

# 5 助成対象期間及び助成限度額

助成対象期間及び助成限度額は以下のとおりとする。

ただし、助成対象期間は当該助成対象事業の成果として製品等が完成し、それを第三者に有償で提供するなど、事業計画が達成された場合は、助成対象期間内であっても助成対象事業が終了する場合がある。

なお、各年度の助成金の交付は、審査会による審査を経たうえで行うものとする。

・助成対象期間 3年間以内(採択年度を含む3年度)

・助成限度額 1件あたりの単年度の助成限度額は30,000千円とする

・助成率 2/3:中小企業者等の事業者

10/10:大学・高等専門学校等の教育機関及び試験研究機関等

※1件あたりの事業費について、特に必要があると認められ、高知県知事と公益財団法人高知県産業振興センター理事長との協議により認められた場合はこの限りではない。

# 6 研究開発テーマの提案

- (1)申請は地域研究成果事業化支援事業提案書(別記1)により提出すること。
- (2) 事業者等によるグループ又はコンソーシアムによる申請の場合は、構成団体の連名により行うこと。

#### 7 総括研究代表者の業務

総括研究代表者は、当該事業を代表し、採択された事業について、その研究開発に携わる全ての構成者の役割及びその経費の調整を行うとともに、研究開発全体の計画立案及び執行について責任を持って総括する。

#### 8 助成対象事業の採択について

#### ①選定方法

県内の産学官の関係者や外部の有識者等による審査会で審査を行い、その結果をもとに採択の決定を 行うこととし、審査員はこうち産業振興基金助成事業審査委員会設置要領第3条に掲げる者とする。 ただし、自らに関係する機関が提案している内容を審査する場合は、該当審査員は関与しないことと する。

#### ②審査基準

# 1) 技術評価

- ・新規性、先進性、技術レベルについて
- ・目標・計画の妥当性について
- ・研究実施体制について
- ・実用化の可能性について

# 2) 事業計画の評価

- ・参加機関の実施体制について
- ・事業化・実用化の見込みについて
- ・県内の産業への波及効果について
- ・知的財産について

#### 9 助成対象経費

### (1) 装置·設備費

助成対象事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費及び機械装置の改造(主として対象となる機械装置の価値を高め、又は耐久性を増す場合。原状に回復する修繕は除く。)に要する経費。

# (2) 庁費

### ①光熱水費

当該助成対象事業の実施に特に必要な光熱水費であって、事業に係る使用実績とそれ以外のものとが明確に区別できる場合に限る。

# ②消耗品費

当該助成対象事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。

## ③旅費・交通費

当該助成対象事業の実施に特に必要とする旅費、滞在費及び交通費。算定にあたっては助成対象者の規程等によるものとする。

## ④会議費

当該助成対象事業の実施に必要な情報、意見交換、検討、情報収集を行うために必要な資料作成費やセミナー・学会等の参加に要する経費。

### ⑤特許関連費

当該助成対象事業で生じた研究成果を知的財産として権利化するために要する経費。

#### ⑥使用料・賃借料

当該助成対象事業の実施に必要な会議室借上、機械装置等のレンタル・リース代等に要する経費。

#### ⑦謝金

専門的知識・技術等を有した者に、指導を受けた又は相談等を行った場合に謝礼として支払う経費。

#### ⑧雑役務費

当該助成対象事業の実施に必要な業務・事務を補助するために短期的に雇い入れた者に支払う経費。

#### ⑨市場等調査費

ユーザーニーズ調査及びそのための調査員を雇うため等に要する経費。

#### 10運搬費

試作品や加工品等を共同体内で移動するために要する経費。

# (3) 委託費

当該助成対象事業の実施に必要な検査、評価、分析等の依頼等に要する経費。

#### 10 事業実施報告及び実施計画の提出

2年度目以降において助成を受けようとするときは、地域研究成果事業化支援事業実施報告書及び研究 実施計画書(別記2)を提出し、審査会の審査を受けるものとする。

#### 11 助成対象事業実施者の協力義務等

当該助成対象事業を実施した者は、当該助成対象事業の完了した日の属する会計年度から5年間は、当該助成対象事業実施成果等に係る公益財団法人高知県産業振興センターの調査に協力しなければならない。

# 附 則

(施行期日)

- 1. この要領は、平成19年9月3日から施行するものとする。
- 2. この要領は、平成23年1月20日から施行し、平成23年度事業から適用する。 ただし、平成22年度以前に採択された事業にあっては、なお従前の例による。
- 3. この要領は、平成24年4月1日から施行するものとする。
- 4. この要領は、平成28年4月1日から施行するものとする。